

ポイント

大口預金者に責任を問うために3つの条件。金融システム安定しペイオフ可能な環境に。大口預金者の多額のロスは抑制の必要あり

翁 百合 日本総合研究所理事

9月10日、日本郵政銀行は経営破綻し、預金保険機構の管理下に置かれると同時に、東京地裁に民事再生法の適用を申請した。今回のケースは、預金保険法が制定されてから初めて、破綻処理において預金者一本筋までしか保護しないペイオフが発動され、大口預金者が損失をこうむるため、大きな注目を集めている。

上がったのは、94年に東京証券取引所と安全信用組合が破綻したことである。小規模かつ経営が苦しかったため、救済金融機関がすぐに現れなかったことが背景であった。この時点で大口預金者に責任を問うには、3つの重要な



それでは金融危機が突如発生した際の平時における破綻処理の考え方は何か。それは、保険金支払い方式と、債務・債権を保全する金融機関が継続しつつ預金保険対象外の預金は金額保護しない形での救済・援助方式(債務を前倒ししない広義のペイオフ)との比較になる。債務保護援助方式が、コスト最小化と金融機関維持の観点から選ばれる可能性があるといえる。今回は、日本郵政銀行の破綻処理は、「ペイオフ」を初めて発動したケースといえる。

経済教室

「平時の原則」初めて適用

まず、わが国の預金者保護

のあり方を歴史的に振り返ってみよう。預金保険制度は1977年に創設された。この時点で金融機関の破綻処理のために用意されていたのは、預金者保護として、預金保険対象預金を払い戻し、預金保険の対象外預金を上回る大口預金は破綻金融機関の残余資産の範囲で払い戻すという方式(1)と

条件がまだ整っていないかった。第一は、金融環境の安定性である。当時、不良債権問題は一段と深刻化しつつあり、大口預金者に負担を強いることは、連綿的な金融システム不安を招く可能性があった。第二は、金融機関の財務内容の情報開示である。特に不良債権などのメガタイプ情報は全く開示されておらず、大口預金者に責任を持たせう

市場規律の活用之道

早期・迅速な対応体制を

その後もわが国の金融機関経営は悪化の一途をたどり、大口預金者に責任を問える環境を実現するために目標を大きく掲げる時間を必要とした。だが、この間に預金を全額保護して来たことに付随する問題も顕在化した。90年代に破綻した信用組合などは、経営が悪化すると高めの金利で大口預金を集め、それらリスクの高い投融資にあてていた。たとえば、95年に破綻した

に重大な打撃をきたす懸念がある。預金保険法(以下「預保法」)第24条第2項第2号として預金の対象外預金として扱われるが、預金保険法が健全な金融機関を定めて「100億超え」は「半時」とである。この「半時」は、平時において金融システムの健全性を保ち、破綻処理コストを小さくする方向に働く。他方、大口預金者が経営悪化を懸念し、大口預金を動かすことがわかっては当然である。金融機関の健全性を確保し、破綻処理コストを小さくする方向に働く。他方、大口預金者が経営悪化を懸念し、大口預金を動かすことがわかっては当然である。

わが国は米国の破綻処理制度を参考にしつつ、制度を整えてきたが、現状の米国の動向はどうか。米国では、歴史的に大口預金者にも責任を問う破綻処理を実施してきた。しかし、実態をみると、その対象となってきたのは小規模金融機関がほとんどであり、しかも、早期停止措置によって自己資本比率が%の段階で破綻できること、預金者保護先が制度があることなどの理由から、大口預金者のロスははむすかに抑えられている。

わが国の金融機関は、長期的な課題に直面している。人口減少によって国内マーケットが伸び悩みを系統化なく、企業部門の国内資金需要もそれほど拡大が期待できない中で、どのようにリスクを管理しながら収益をあげていくべきか、といふ点である。このことは、新しいシナリズムを掲げる事業者の参入など金融市場を活性化しつつ、経営が悪化した金融機関のスムーズな退出を可能にするが金融システムの安定性を担保するために維持している。また、監督当局は近年、監督当局の人的・物的資源や金融システム上重要な金融機関と経営悪化各金融機関に対するモニタリングに集中的に投資してきている。また、ハリのリの利の厳格な管理体制を志向する必要がある。

おける預金者保護下の破綻金融機関の損失率の例

破綻時期	総資産(億円)	損失率(%)
1994年12月	1,437	31
1994年12月	1,174	85
1995年7月	6,255	49
1995年8月	13,495	80

(出所)預金保険機構「平成金融危機への対応」

た本建預金組合の例は、破綻処理額1兆3000億円に匹敵する兆円を超える資金援助額となった。結果的に納税者負担が大きくなったのである。結局、金融危機を乗り越えた2005年3月まで預金の金額保護は続いた。

破綻処理が可能な環境となり、大口預金者による市場規律が金融システムの健全性に寄与することは、望ましいことである。しかし、破綻処理で大口預金者が多額のロスをこうむるケースを多発させれば、金融システムの安定性も損なう可能性がある。

おまむゆり、90年生まれ。慶応大修士。専門は金融機関。

ペイオフ発動 その意義と課題 >>上